

1 鎌倉市自然環境調査の趣旨

1.1 調査の目的

平成8年4月に策定した「鎌倉市緑の基本計画」では、市内に現存する緑地について、その緑地の持つ役割や機能に着目し、ⅠからⅢまで3段階の評価分けを行い、評価Ⅰ及びⅡの緑地を保全対象として位置づけました。その内22地区の緑地に関して、法制度適用までのつなぎ策として、鎌倉市独自の条例による緑地保全制度として創設された、緑地保全推進地区の指定を目指すこととしました。

鎌倉市自然環境調査は、緑地保全推進地区の指定を目指す22地区の緑地に対し、あらかじめ自然環境の実態を把握するために実施したものです(詳細は、「鎌倉市自然環境調査報告書(平成15年3月)」を参照してください)。

1.2 調査の特徴

鎌倉市自然環境調査では、22地区の自然環境の実態を把握するため、「ある緑地に分布している環境(地形、水系、植物などで構成される基盤)」と「その環境に生息している生物(動物)」との関係を一体的に把握することを目指しました。具体的には、水系は水辺の環境まで含めた調査を行い、植物・動物は鎌倉の自然を特徴づけるものに重点を置いた調査をしました。また調査結果をそれぞれ別々に整理しただけでなく、それらのつながりが明らかになるような解析を試みました。

この調査では、22地区の緑地が属する鎌倉市の自然環境の概要に関しても、既存資料をもとに整理しました。また調査を補う情報を、専門家や市民の協力のもと、収集し整理しました。

さらにこの調査を通して得られた情報は、データベースとして活用できるように整理しました。今後の緑地保全計画の推進や緑地の維持管理に役立てるとともに、多くの市民に公開し、自然環境保全への積極的な参加と協力をお願いするためです。

1.3 調査対象地区

鎌倉市自然環境調査の対象緑地は、「鎌倉市緑の基本計画」で保全対象として位置づけられ、鎌倉市独自の条例による緑地保全推進地区の指定を目指している、22地区の緑地です(p6参照)。

< 緑地を保全するために >

緑地を保全する方法はいくつかあります。1つには、国や県や市が緑地を買い取る方法(公有地化といえます)があります。もう1つは、私有地に対して法律で緑地の開発や動植物の採取などを規制する方法があります。国土が狭くすでに至るところ私有地である日本では、保全というと後者の方法がとられることが多く、鎌倉市の緑地保全も、主にこの方法で行われています。土地所有者のご協力のもと、様々な法律を組み合わせることで、数多くの緑地を保全しています。調査対象の22地区は、国の法律や市の条例での指定を目指すことで、本格的な保全に向けて動き出した緑地であるといえます。

また、上記2つ以外の方法としては、市民がお金を出し合って大切な緑地を買い上げていこうとする、トラスト運動などがあります。